

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年3月1日
【会社名】	株式会社 東芝
【英訳名】	TOSHIBA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 綱川 智
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-4511
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 小野田 貴
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-2148
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 小野田 貴
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社の連結子会社である東芝テックソリューションサービス株式会社(以下「TTSS」)が保有する債権に取立不能のおそれが生じたため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第18号の規定に基づき、2018年2月27日に臨時報告書を提出しましたが、当該臨時報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

(3) 当該債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

3【訂正内容】

訂正箇所は、下線を付して表示しております。

(訂正前)

(3) 当該債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

債務者は、2018年2月19日、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立を行い、TTSSは、同日、同裁判所から民事再生手続開始決定通知書を受領しました。

(訂正後)

(3) 当該債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

債務者は、2018年2月19日、東京地方裁判所に破産手続開始の申立を行い、TTSSは、同日、同裁判所から破産手続開始決定通知書を受領しました。

以上